

専攻科用

国公立高等学校等奨学のための給付金

「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて

制度概要

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4（4～6月分）を早期（10月末頃）に支給します。
★奨学のための給付金とは、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。
通常給付では、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません！
別途、通常給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。
- 通常給付の対象となる方については、前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。
その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。（㊤前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。）

支給対象となる要件

前倒し給付を受けるには、令和8年4月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税額所得割額が**非課税（0円）の世帯** 又は **下記区分に該当する世帯**であること。（※1）
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有していること**。（※2）
- ③ 生徒が令和8年4月1日に高等学校等**専攻科に新入学した生徒**であること。
- ④ 生徒が高等学校等修学支援事業補助金（専攻科の生徒への修学支援）の補助対象となる者であること。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等専攻科に在学していること。（大阪府外の国公立高等学校等専攻科も対象です。）
原則、令和8年4月1日現在において休学していないこと。

※1 令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、
又は令和8年7月1日現在において下記区分に該当する世帯である場合は、通常給付の支給対象となります。

※2 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

- ㊤ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ㊥ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

「保護者等」の考え方について

・保護者等とは、生徒の就学に要する経費を負担すべきもの＝「生計維持者」のことで、
生計維持者がいない場合は「生徒本人」です。

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（年額の1/4）
		専攻科
1	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）世帯に扶養されている生徒	12,625円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額 ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	（専攻科の生徒への修学支援【新制度】） 4,207円 （専攻科の生徒への修学支援【旧制度】） 2,525円
	イ 264,500円未満であり、 扶養する子が3人以上いる世帯（※3）に扶養されている生徒	（専攻科の生徒への修学支援【新制度】） 3,157円 （専攻科の生徒への修学支援【旧制度】） 2,525円

※3「扶養する子が3人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいいます。

○ 高等学校等就学支援金対象者以外とは、高等学校等就学支援金（経過措置）や高校生等新修学支援の認定者等を指します。

申請に必要な書類

●奨学のための給付金 受給申請書(様式第1号の5)前倒し給付申請用

●保護者等全員の課税証明書等

※次の①～③のいずれかの書類です。(令和7年度のものがが必要です。)

- ①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)
- ②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)
- ③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

●給付金振込先口座の通帳等の写し

※金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ)の判別できる部分の写しを提出してください。

●国籍等確認書類・・・④(すべての生徒)、⑤(生徒が日本国籍以外の場合)、⑥(生徒が家族滞在している場合)

④国籍を確認できる書類

・住民票の写し

⑤在留資格及び在留期間がわかる書類

・在留カードのコピー、特別永住者証明書のコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し 等

※④と⑤の書類が同一の場合④と⑤を兼ねて提出いただけます。

⑥在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

●在学証明書

※国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず直接申請を行う場合、**生徒本人の在学証明書(令和8年4月1日現在の在学を確認できるもの)**が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

保護者等全員、税の申告が必要です！

収入が0円である場合も申告が必要です。

課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要？



必要です！



申請から支給までの流れ

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を申請する場合	前倒し給付申請	→ 支給(年額1/4)				
	通常給付申請	→ 支給(年額3/4)				
前倒し給付を申請しない場合	通常給付申請	→ 支給(年額)				



前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません！

通常給付の要件に該当する場合は別途申請を行ってください。

書類不備の解消等の遅れにより10月支給に間に合わない場合は、12月以降の支給となります。

- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。
申請書類は、**学校が定める期限まで**にお通りの学校事務室へご提出ください。
- 前倒し給付の審査結果や振込日は、10月末頃に郵送する通知書でご確認いただけます。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【制度の概要などに関すること】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005

【直接申請する場合の送付先】

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

